

# 「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引き

## トライアル版

この手引きは、職員の皆さんのご意見等をもとに、今後もより使いやすいものに改良し、秋頃をめどに正式版としてお示しする予定です。

皆さんも、この手引きを活用して、子どもの参加をすすめていきましょう。



平成22年4月

— 札幌市子ども未来局 —

## はじめに

札幌市では、平成21年4月施行の「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき、子どもに分かりやすい情報発信や市政における子どもの参加等の推進が求められております。

この「子どもに対する情報発信&子どもの参加（手引き）」は、市の施策に、子どもの視点を取り入れるとともに、子どもの参加を積極的に進めていくことができるよう、子どもに分かりやすい情報発信及び市政における子どもの参加等に関する考え方や具体的な工夫事例等の情報について、庁内の情報共有を図り、業務の参考とすることを目的として作成しました。

本書の内容は、市民自治推進本部発行の「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（平成20年12月）」をベースとして、市民のうち、「子ども」にかかわる部分について焦点を当てたものとなっています。

職員の皆様におかれましては、本書を仕事の中で活用していただき、各局区における施策等について札幌市自治基本条例に基づく市民参加や情報共有を図る場合は、ここに示した考え方等を参考に、子どもの参加の実施について検討して下さるようお願いいたします。

どのような施策や事業であっても、子どもに全く関係のないものは意外と少なく、多くは何らかの形で関係しているのではないのでしょうか。大胆な発想の転換を図り、子どもの視点から現在の業務を振り返っていただきたいと思っております。

なお、子ども未来局では、今後、本書を庁内における取組の際の考え方の指針として御活用いただけるよう、職員の皆様の御意見等を踏まえて、内容を、より使いやすく実効性のあるものへと改良することを予定しており、今回は、「トライアル版」との表現を用いています。今後、秋ごろをめどに「正式版」を作成し、改めてお示ししたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

平成22年4月 札幌市子ども未来局

# 「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引き

## トライアル版

### — もくじ —

#### § 1 子ども視点の仕事に生かすために

- 1 子どもの権利保障と子どもの視点に立ったまちづくり……………1
- 2 子どもの参加と子どもに分かりやすい情報発信の位置づけ……………1
- 3 大胆な発想の転換で子どもの参加を進めよう……………2

#### § 2 子どもに分かりやすい情報発信を進めよう

- 1 情報発信と情報共有……………3
- 2 情報発信を行ううえでの留意点……………3
- 3 情報発信を行うに当たっての工夫……………4

#### § 3 子どもの参加を進めよう

- 1 なぜ子どもの参加なのか……………7
- 2 子どもの参加の種類……………8
- 3 子どもの参加を進めるうえでの留意点……………9
- 4 場面に応じた子どもの参加を進めよう……………10
  - ◆ 子どもの参加の工夫例……………14
    - ・ 事業内容ごとの事例（計画の策定、施設の整備、事業の評価）
    - ・ 参加手法ごとの事例（アンケート、パブリックコメント、ワークショップ、体験行事）

#### § 4 情報発信・参加を考えるうえでのポイント

- 1 子どもに対する情報発信を考えるうえでのポイント……………20
- 2 子ども参加を考えるうえでのポイント……………20

#### 参考資料

- ◆ 各局区における事例……………22
  - ・ 子どもに対する情報発信の事例……………23
  - ・ 子ども参加の事例……………31
  - ・ その他の工夫の事例……………49
- ◆ 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」条文……………50

## § 1 子どもの視点を仕事に生かすために

### 1 子どもの権利保障と子どもの視点に立ったまちづくり

札幌市では、平成21年4月に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という）」を施行しています。

今後、これに基づき、①自立した社会性のある大人への成長を支援する環境づくり、②子どもの視点に立ったまちづくり、③権利侵害からの救済、について取組を進め、家庭・学校・地域・行政といったあらゆる場面で子どもの権利の保障を進めていかなければなりません。

子どもの権利保障を進めるうえで大切なことは、大人や社会が、今まで以上に、子どもの最善の利益を考慮することであり、そのために欠かすことのできない要素や手段として、子どもの視点や子どもの参加が挙げられます。

子どもの権利の理念を共有し、子どもと大人がともにまちづくりに参加し、よりよい関係を築いていくことで、子どもの視点に立った子どもにやさしいまちづくりを進めていくことができると考えています。

札幌市としても、より一層子どもの権利の保障を進めていくためには、市の施策に、子どもの視点を取り入れるとともに、子どもの参加を積極的に進めていくことが求められます。

しかし、子どもの参加を進めるといっても、成長発達の途上にある子どもは、一般的に、大人に比べて知識や経験が浅く、また、有している情報量も少ない状況にあり、一方的に参加を求めるだけでは、円滑なやりとりに結び付かないことがあります。

したがって、子どもの参加を進めるに当たっては、まずは、子どもが市政について理解を深めることができるよう、分かりやすい情報発信が必要であり、そのうえで、子どもが声を発することのできる機会、施策に参加できる機会を積極的に設けていくことが必要であると考えます。

### 2 子どもの参加と子どもに分かりやすい情報発信の位置づけ

権利条例では、「子どもの参加」「子どもに分かりやすい情報発信」について、次のように規定しています。詳しい内容については条文解説を参照してください（条文解説は、子どもの権利ホームページ「子どもの権利ウェブ」に掲載しています。アドレス <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>）。

#### (1) 参加する権利

権利条例では、子どもが成長・発達するために特に大切な権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」の大きく4つを掲げており、このうち「参加する権利」として、「子ど

もが、家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で意見を表明すること」など、自分にかかわることに参加する権利があることを規定しています。

また、子どもは成長発達の途上にあることから、「表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること」「適切な情報提供等の支援を受けること」なども、参加に必要な権利として規定しています。

もちろん、子どもに参加の権利を認めるということは、子どもの意見をそのまま受け入れることではありません。子どもの意見が通らないこともあると考えられますが、子どもは、試行錯誤を経験する中で、社会について知るとともに、自らの能力を高めていくことが、権利条例に掲げる、「自立した社会性のある大人への成長」につながると言えます。

## (2) 参加の権利を保障するための市の役割

(1)で述べた参加する権利を保障するため、権利条例第24条においては、市政、育ち学ぶ施設、地域における参加の権利の保障について規定しています。また、第25条においては、市の施設の設置及び運営について意見を聞くよう努めること、第26条においては、審議会等において子どもの参加に配慮を行うよう努めることを規定しています。

## (3) 子どもの視点に立った情報発信

(1)の後段で述べた適切な情報提供等の支援を受ける権利の具体的な保障として、権利条例第27条において、市民及び市が、子どもの参加の促進を図るために、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努める必要があることを規定しています。

## 3 大胆な発想の転換で子どもの参加を進めよう

この手引きでは、子どもに対する情報発信及び子どもの参加について、基本的な考え方をまとめています。

これまで、子どもの参加等を具体的に実践している事業や施策においては、今までの方法に加えて補う必要のある視点はないか、又は、より一層工夫すべき点はないかなどについて、改めて業務を確認していただきたいと思います。

また、これまで、直接には子どもに関わりのない（又は薄い）施策や事業であるとして、主に「大人の市民」を念頭に進めていた事業等においては、今一度「子どもの市民」を念頭に置いて検討していただきたいと思います。

どのような施策や事業であっても、子どもに全く関係のないものは意外と少なく、多くは何らかの形で関係しているのではないのでしょうか。大胆な発想の転換を図り、子どもの視点から現在の業務を振り返っていただきたいと思います。

## § 2 子どもに分かりやすい情報発信を進めよう

### 1 情報発信と情報共有

市民参加のまちづくりを進める札幌市にとって、市民と情報共有を図るために、市政情報を分かりやすく提供したり、より積極的に発信したりすることが重要であることはいうまでもありません。

積極的な情報の発信により、情報共有を進めることで参加へと結びついていきます。情報発信は、情報共有と参加の第一歩であるといえます。

子どもも市民の一員ですから、子ども向けの啓発資料や行事案内などはもとより、市民生活、特に子どもにも大きくかかわる市の施策や事業、身近な地域のまちづくりに関する話題などさまざまな内容について、情報共有を図ることが求められます。

それでは、情報発信の対象が子どもである場合、特に重要と考えられる意義にはどのようなことが挙げられるでしょうか。

#### (1) 市政の状況や課題についての情報、判断材料を提供するため

このことは、大人に対しても同様の意義がありますが、一般的に子どもは、成長発達の途上にあり、市政に関する情報収集力や理解力などが十分に備わっていないと言えますので、より一層わかりやすく、そして、より積極的な情報発信が求められます。

#### (2) 将来の自治を担う大人を育成するため

子どもに対する情報発信は、現在における市政の状況や課題、判断材料などを提供すると同時に、子どもの中から、市政に関する情報に触れ、考えるきっかけを作り出すことによって、将来の自治を担う大人を育成するという側面があります。

大人にとっても同様の側面はありますが、子どもの場合、より重要な意義を持つものであり、権利条例の目標の一つである、自立した社会性のある大人への成長を支える環境づくりに沿うものと言えます。

### 2 情報発信を行ううえでの留意点

情報発信の留意点としては、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（平成20年12月市民自治推進本部発行）」にあるように、時期や内容等に注意する必要がありますが、市民に対して情報提供を行う事項については、子どもに対する情報提供の必要性についても併せて検討し、必要な場合には、適切な方法によって情報を発信することとなります。

判断を行う際に必要となる視点としては次の事項を挙げることができます。

- ①計画や事業等に関する情報で、子どもをその主要な対象にするものや大きな影響を及ぼすなど、子どもに大きく関係するものであるか。
- ②事業等の実施に関する情報で、子どもがその内容等を理解し、利用したり参加したりするために必要なものであるか。
- ③市の状況や課題等に関する情報で、子どもが考えたり、理解したりする必要がある内容のものであるか。

また、子どもに対する情報提供を行う際に、特に注意を要する点としては、次の事項が挙げられます。

- ・ どのような情報を発信するか
- ・ どの年代の子どもを対象とするか
- ・ 伝えたいポイントはどこか
- ・ 子どもが理解することのできる表現かどうか
- ・ 対象となる子どもが情報にアクセスできるか

### 3 情報発信を行うに当たっての工夫

子どもにわかりやすい情報発信を実践するうえで、一般的な情報発信の工夫にくわえて考えていただきたい主なポイントと事例を、情報発信の手順ごとにご紹介します。

#### (1) 情報発信の企画

##### ① 多様な情報を伝える

子ども向けの事業等の情報だけでなく、専門的な情報など直接子どもには関係しないと思われる施策等の情報であっても、市民の一員として子どもも共有しておくべき情報がないか、あらためて見直して見る必要があります。

- ・ 子どもまちづくり手引書 市民自治推進室市民自治推進課（P23）
- ・ さっぽろのおサイフ作成 財政部総務資金課（P23）
- ・ 子ども版清田区まちづくりビジョン2020 清田区市民部地域振興課（P28）

##### ② 子どもにとっての親しみやすさを目指す

子どもにとって親しみやすく、わかりやすい資料の作成を目指すためには、編集段階で、子ども自身の意見を聞く機会を設けることが確実な方法です。

また、子ども自身が作成した文章やイラストの掲載によって、親しみやすさを感じてもらう効果を期待することができます。

- ・ 若年層向け労働知識啓発リーフレット作成 経済局雇用推進部雇用推進課（P25）
- ・ 琴似発寒川稚魚放流事業「20周年記念誌」 西区市民部地域振興課（P28）

### ③情報を伝える手法・媒体

情報を伝える手法・媒体として、資料の配布、ホームページでの情報提供など様々なものがありますが、子どもの関心を引き付けつけるための工夫として、文房具など紙以外の素材に情報を掲載するという方法もあります。

- ・市議会のはなし(下敷き)作成 議会事務局政策調査課 (P30)

### ④教材的活用を想定する場合

総合学習などの教材としての活用を想定する場合には、資料の編集段階で、教員等の専門家の意見を聞く機会を設けることが効果的です。

- ・公民用資料「選挙ってなんだろう？」作成 選挙管理委員会事務局選挙課 (P30)

## (2)資料などの作成

### ①ふりがな

すべての漢字にふりがなを付ければ、読んでくれる年齢層等は広がりますが、レイアウトの制約も大きくなります。漢字を使わずにすむ言葉に置き換える、対象年齢を明確にする、対象学年別の資料を作成する等の工夫も必要です。

- ・さっぽろエコ市民運動(エコライフレポート) 環境局環境都市推進部環境計画課 (P34)

### ②イラスト等

イラストや写真を使用するなど視覚的に楽しめる工夫も大事です。また、子どもが好むマンガ形式にすることが難しい場合でも、人物イラストに吹き出しを付け、会話形式で解説する等の工夫もできます。

- ・食育パネル展 手稲区保健福祉部健康・子ども課健やか推進係 (P29)

### ③保護者への配慮

子どもと同時に保護者にも伝える必要がある情報を含む場合や、子どもの理解を助けるために子どもと保護者が一緒に読んでほしい場合などは、資料の中に保護者向けの記載を盛り込んだり、保護者用の資料を作成したりすることも必要です。

- ・まちづくり子ども探偵団チラシ作成 白石区市民部地域振興課 (P27)

単に読みやすさのためだけではなく、漢字にふりがなを付けたり、イラスト等を入れたりする余地を残すためには、伝える内容を絞り込み、文章のボリュームをできるだけ少なくしておくことが重要です。



### (3) 情報の発信

#### ① 情報とのアクセス

学校や児童会館など子どもが普段過ごしている施設と協力して、配布や掲示等を行う方法があります。また、毎年同じ学年に定期的に配布することで、すべての子どもに情報にアクセスしてもらうこともできます。

- ・「下水道科学館フェスタ」チラシ作成建設局管理部企画課（P26）
- ・冊子「消防のしごと」作成 消防局予防部予防課（P26）

#### ② 直接伝える

児童会館や学校などに職員が出向いて、子どもに直接情報を伝えることも有効な方法です。その場合は、現物を示したり、映像を流したりすることで、紙資料だけでは伝えることが難しい具体的なイメージを伝えることもできます。

- ・地下鉄への乗車マナー教室 交通局高速電車部業務課（P38）

#### ③ 子どもの生活リズム

学校等を通じて資料を配布しようとしたら春休みだった、ということも起こりえます。事前に、子どもの生活リズムを把握することが必要です。

- ・リユースプラザ「夏休み廃材工作教室」環境局環境事業部ごみ減量推進課（P24）

## § 3 子どもの参加を進めよう

### 1 なぜ子どもの参加なのか

市民には、子どもも当然に含まれるものですが、札幌市が、事業や施策を行う際に、そのことをどの程度意識しているでしょうか。

市民自治によるまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めた「札幌市自治基本条例」(平成 19 年 4 月施行)には、第 24 条で「青少年や子どものまちづくりの参加」を規定しており、権利条例はこの条文の具体化を目指すものです。

市政における子どもの参加の意義としては次のことが挙げられます。

子どもの視点を市政に反映させ、子どもにとっても住みやすいまちづくりを目指すためには、市政に子どもが参加する機会を積極的に作り出していく必要があります。

#### ◎市政への子どもの参加の意義

##### ①子どもは市民の一員

子どもにとってもだれにとっても暮らしやすいまちづくりを進めるうえで、市民の一員として子どもの参加が大切です。

##### ②子どものことは子どもに聞くことが大切

子どものことは子どもが一番わかっていると考えたとき、何が子どもにとって最も望ましいことなのかを判断するためには、子どもの意見を聞いてみるのが大切です。

##### ③子どもに対する大人の視点や社会が変わる

大人と子どもがともに活動することにより、相互理解が図られ、そのことがより一層、子どもの参加を促進させることにつながり、大人も子どももともにまちづくりを行っていく環境が整えられます。

##### ④将来の自治を担う大人を育成する

市政情報に触れ、考える機会を作り出すことによって、自ら考え判断することのできる大人に育成することは、条例の目標の一つである、自立した社会性のある大人への成長を支える環境づくりに沿うものです。

権利条例第 11 条における子どもの参加には、家庭や学校・施設、地域、行政といった、子どもに関わるあらゆる場面を想定したものですが、この手引きにおける「子どもの参加」は、主に市政参加について扱っていきます。ただし、地域におけるまちづくり活動においても、可能な限り子どもが参加する機会を設けるよう働きかけや支援を行うことが大切であると考えます。

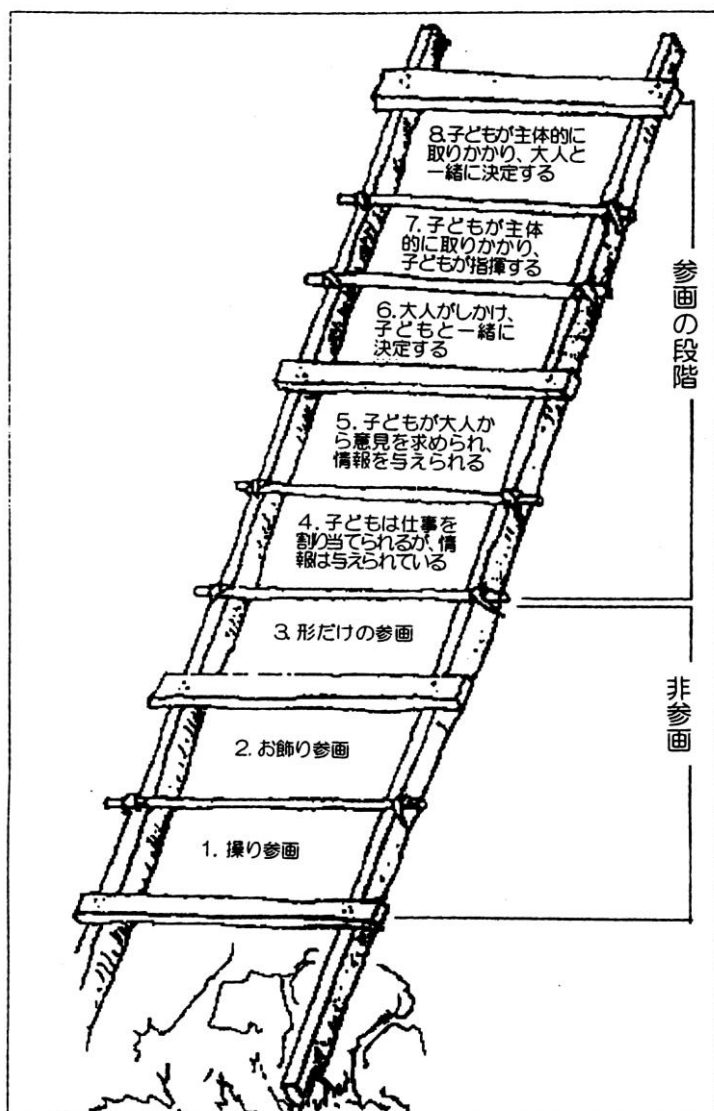
## 2 子どもの参加の類型

参加と一口にいっても、形式的参加から、一定程度の情報が与えられる場合や意思決定等に関与する場合、子どもが主導的な役割を果たす場合など、さまざまな類型があります。

参加の説明として、下記の「参画のはしご」というものがよく使われますが、8番目が一番良いということではなく、さまざまな参加の度合いが用意されているというのが良いと言われています。ただし、形式的な参加にとどまる1番目、2番目、3番目は避けるべきと考えます。

子どもが市政に参加する場合、さまざまな条件や制約の中で、どのような参加の形態が考えられるのかを検討することが必要です。

参考：『参画のはしご』



(ロジャー・ハート著 | P A日本支部訳『子どもの参画』萌文社 2009 より)

### 3 子どもの参加を進めるうえでの留意点

子どもの参加を進めるうえで、特に考えなければならない留意点として、次の事項が挙げられます。

#### ◎子どもの参加を進めるうえでの留意点

##### ①参加の実質が伴っているか

子どもがいることにのみ焦点が当てられるなど、子どもの参加が形式的になっていないか、気をつける必要があります。本来の子どもの参加の趣旨・目的がきちんと達成されているかどうかを検証することが大切です。

##### ②適切な情報提供によって、子どもが意義や役割を理解しているか。

子どもにとって、参加する意義や役割を理解できていることが、積極的・主体的な取組につながります。それが十分でないと、やらされ感が増し、大人にとっても子どもにとっても、良い結果は得られません。また、興味のないものになれば、継続した参加が得られないだけでなく、まちづくりに積極的にかかわる大人を育てるという意味においても大きなマイナスとなってしまいます。

##### ③子どもが意思決定に参加（参画）できているか

すべてを大人だけで決めるのではなく、事業の運営や企画に子どもが関わることも大切です。子どもの参加の方法には、一定の範囲を子どもに任せて随時報告を受ける、大人と子どもが一緒になって決める、など、事業等の趣旨や内容、子どもの成長発達段階に応じて、さまざまな方法が考えられます。

##### ④子どもとの情報のキャッチボールを十分に

自分の参加した施策や事業等について、自分の意見がどのように市政に生かされたのかということは、子どもでなくとも気になるものですが、そのことについてのフォローが十分でないと、行政への不信感が募ることになります。途中経過や結果についての通知、説明会の設定といったように、情報提供や意見交換の場を繰り返し設定するなど、丁寧なフォローを心がけることが大切です。

##### ⑤少しずつ子どもの参加を当たり前のものにしていく

最初から高すぎるハードルを掲げると、大人も子どもも長続きしません。

無理のない方法で少しずつノウハウを蓄積しながら、次の段階へと進めることも一つの方法です。検証を繰り返しながら、事業にあった参加のあり方を見つけ、子どもの参加を確かなものにするのが何よりも大切です。

## 4 場面に応じた子どもの参加を進めよう

札幌市では、自治基本条例に基づき、市政の執行に際し、「企画立案・計画」「実施」「評価・改善」の各段階において、必要性や方法等について適切と思われる手法により市民参加を進めています。

その際、子どもの参加についても、個別の施策や事業ごとに、目的や内容、状況などを踏まえて、必要性や具体的方法などを検討していく必要があります。その際の考え方は次のとおりです。

### (1) 企画立案・計画段階の参加

札幌市の政策や施策、事業の方向性が決まる重要な段階である、企画立案・計画段階においては、可能な限り市民参加で進めることとされ、また、市の基本構想・基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更、改定などについては、例外を除き、必ず市民参加で行うこととされています。

また、市民参加必須事項以外であっても、対象事業の性質、性格や市民生活に与える影響、市民参加に要する時間や費用に対する効果、市民の関心度等を勘案し得る内容の市民参加を行うことが必要であるとされています。

いずれの場合においても、市民参加が必要と判断された場合には、併せて子どもの参加についても検討していただきたいと考えます。

### (参考：情報共有・市民参加のための手引き)

#### (市民参加必須事項)

- ① 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画策定または変更、改定
- ② 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改定、廃止
- ③ 市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例及び条例の委任により定める市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする規則並びにこれらに類する告示等の制定、改正、廃止
- ④ 公共の用に供される大規模な施設の設置及びその利用や運営に関する計画等の策定又は変更、廃止
- ⑤ 市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改正、廃止
- ⑥ 市民の生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更、廃止
- ⑦ 費用対効果等を十分に見極めて実施することが必要な大規模な行事等の計画の策定又は変更、廃止

## ◎子どもの参加について判断を行う際の視点

検討に当たり念頭に置く必要のある視点として、次のものが挙げられます。

### 視点1 施策が子どもに大きく関係するか

①政策や施策、事業が、子どもをその主要な対象にするものであるか

②政策や施策、事業が、子どもに大きな影響を及ぼす可能性があるか

このような場合は、施策の決定に際して子どもの視点が重要な要素となることが考えられますので、費用対効果、期間等も十分に勘案しながら、策定過程に子どもの意見を聞く機会を設けるなど、可能な限り子ども参加を進めることが必要です。

これに該当するものと考えられる例としては、「子どもの権利条例の制定」「さっぽろ子ども未来プランの策定」などが挙げられます。また、道路づくり、地域における活動の拠点づくりなどにおいても、実際に子どもの生活に大きく影響するものがあると考えられます。

### 視点2 子どもの参加が可能か又は妥当であるか

視点1により子どもに大きく関係する施策等であっても、次のような場合には子どもの参加を行わない場合も考えられます。

①対象と考えられる子どもの、成長発達段階により、参加が困難と考えられる場合（対象についての判断）

②成長発達段階等により、子どもに意見を聞くことが好ましくないと考えられる場合（内容についての判断）

③子どもに深くかかわる事業であっても、直接には保護者等を対象とする場合（真の対象者についての判断）

④その他執行上やむを得ない理由がある場合

なお、上記に該当すると考えられる場合でも、内容や対象を絞るなどの工夫を行うことで、参加が可能となる場合もあります。子どもの参加を判断する場合には、さまざまな角度から検討を行うことが必要です。

また、仮に、子どもの参加が行われない場合であっても、子どもの視点を考慮した施策の検討が必要であることはいうまでもありません。

## (2) 事業実施段階における参加

企画立案・計画段階と同様、事業実施段階においても、市民参加を行うと判断した場合には、子ども参加についての検討を行うこととなります。事業の内容や性質等に照らし、効果が見込まれると考えられる場合には、積極的に子ども参加を取り入れていくことが大切です。

特に効果が大きいと考えられる事業の形態・内容には次のようなものが考えられます。

## ◎特に効果大きいと考えられる事業の形態・内容

### ①子どもの利用が見込まれる公共施設の建設内容の検討に関すること

子どもの参加によって子どもの特性や実態等に応じてきめ細かに配慮した事業の実施が可能になります。

(例) 公園や児童会館の設備等の検討

### ②子どもに関わる施設の運営管理や運営内容の企画に関すること

運営を子ども参加により行うことによって、子どもの柔軟な発想やニーズを運営に反映することができます。

また、子どもが主体的に参加することによって当事者意識が高まり、より質の高い効果が期待できます。

(例) 児童会館子ども運営委員会

### ③多くの子どもの参加が見込まれる行事などの実施に関すること

子どものアイデアを生かすことができ、より興味の持てる内容になり、たくさんの子どもの参加が見込まれるなどの効果が期待できます。

(例) 区民まつり

### ④子ども向けの講座や学習副教材、広報・啓発資料などの作成に関すること

子どもの意見を反映することにより、より一層子どもが興味を持ったり理解しやすい内容にすることができます。

(例) 子ども向けパンフレットの作成

### ⑤地域住民や市民が広く参加することが望まれる事業

地域住民や市民の一人として広く子どもが参加することにより、より高い効果が期待できます。また、子どもが、市民一人ひとりが市やまちを担い、変えていくことができることを学ぶことにもつながります。

(例) 環境美化活動、エコライフの推進など

## (3) 評価・改善段階における参加

評価・改善段階における市民参加を行う事業のうち、子どもの参加を行う事業や手法は、限られるのが現状です。しかしながら、適切な評価改善が、施策や事業の改善、さらなる子ども参加の推進につながるといえますので、子ども参加によることが望ましいと考えられるものは、できるだけ進めていくことが大切です。

事業等の評価、改善を行うに当たっての子どもの参加として主に考えられるものは次のとおりです。

- ・ 実行委員会や子ども委員会がある場合は反省会等
- ・ 参加者アンケート
- ・ 意見箱
- ・ 子どもモニター

# 子ども参加の主な流れ

## ■子ども参加の実施の検討

「情報発信・参加を考えるうえでのポイント」(P20)をふまえ、企画立案・計画、事業実施など施策や事業の段階ごとに、子ども参加の実施について検討します。



## ■子ども参加の具体的な検討

- ・子どもの意見を生かすポイントを探る  
施策等の中で、子どもが自分たちの問題として捉えることができるポイントを探り、そこを中心として子どもの意見の生かし方の見通しを立てます。
- ・対象とする子どもの範囲を考える  
子ども参加には、子どもの特性に応じた工夫や準備等が求められますが、対象とする子どもの範囲を適正に判断することによって、よりきめ細かな対応をすることが可能になります。
- ・子ども参加の手法を決める  
アンケートやワークショップ等の中から、施策等について子どもが主体的に考え意見を表明することができる手法を決定します。

など

### 工夫例

#### 子どもには難しくて参加はムリ？

「意見を聞く内容を子どもにかかわりが深いものに絞る」

- ・子ども未来プラン策定に伴う子ども向けパブリックコメント  
子ども未来局子ども育成部子ども企画課 (P32)

#### 必ず子ども全員を対象にするの？

「関連事項を学習する学年に絞る」

- ・札幌の歴史探検  
～歴史新聞をつくろう  
総務局行政部文化資料室 (P31)

#### どんな手法を選べばいいの？

「参加手法ごとの事例」

- ・子ども参加の手法ごとにポイントなどをまとめています (P16～19)



## ■子ども参加の周知（参加者の募集等）

子どもに親しみやすい資料の作成や、児童会館など子どもが利用する施設を通じての周知などの工夫が必要となります。また、子どもは自宅から離れた会場での行事に参加することが難しい場合も多いので、会場の近隣の子どもに重点的に周知することなども検討します。

### 工夫例

#### 広報紙だけで子どもは集まるの？

「会場近隣への重点的な周知」

- ・清田区平和事業  
清田区市民部総務企画課 (P43)



## ■子ども参加の実施

子どもが主体的に参加するための環境を整えることが求められます。

### 工夫例

#### 子どもだけで意見がまとまるの？

「大学生が子どもをサポート」

- ・子ども議会  
子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 (P33)



## ■子どもの意見の反映結果の情報発信

子どもの意見がどのように市政に生かされたのか、その結果について情報を発信します。

### 工夫例

#### 意見を聞いて、ひと安心？

「意見の反映結果を周知」

- ・藤野つくし公園の新規造成  
南区土木部維持管理課 (P44)



## ◆ 子どもの参加の工夫例

一般的に、市民参加を進めるに当たって考慮したほうがよいと考えられる事項は、子ども参加においても当てはまると考えられますが、加えて、子どもの場合、参加をより実質的なものにするために留意すべき点として、年齢など成長発達段階に応じた配慮等が必要となります。

そこで、子どもの参加を実施する際のポイントを、事業の内容や参加の手法ごとにまとめて、ご紹介します。

子ども参加について、高すぎるハードルを掲げると、取組は長続きしません。事業にあった子どもの参加を実践し、ノウハウを蓄積しながら子どもの参加を確かなものとしていくための参考として活用してください。

### — 子ども参加で配慮すべき主な事項 —

- ①適切な情報提供により参加者が意義や役割を理解しているか  
子どもが主体的に参加するためには、子どもにわかりやすい情報提供が欠かせません。
- ②子どもが自分の力で考えることができるか  
大人から聞いたことを子どもが理解し、そのうえで自分の意見をまとめられるような支援が、大人には求められます。
- ③子どもが意思決定に参加しているか  
子どもだけで決められること、大人も一緒に決めることなど様々ですが、子どもが意思決定に参加することが大切です。
- ④ワークショップ等の開催日時に無理はないか  
年齢や家庭の状況等により事業に参加できる時間帯や時期は異なりますので、参加しやすい配慮が必要です。
- ⑤ワークショップ等の内容は子どもにとって魅力的か  
子どもが集中して、楽しみながら参加できるようなプログラムの工夫が必要になります。
- ⑥子どもとの情報のキャッチボールは十分か  
子どもが参加した施策や事業等について、聞きっぱなしで終わることのないよう、途中経過や結果について、最後まで、丁寧にフォローをすることが大切です。
- ⑦まちづくりの担い手としての成長を支援できているか  
参加の経験を生かして、まちづくりの担い手として成長できるような支援が、大人には求められます。

## 事業内容① 計画の策定への子ども参加の事例

第二次子どもの読書活動推進計画策定 教) 中央図書館調整担当課 (P47)

### — 概要 —

第二次子どもの読書活動推進計画策定にあたり、アンケート調査を実施し、「子どもの読書を考える市民会議（子どもチーム）」を開催した。

- ・対象：小4～高3（アンケート）  
小4～高1（市民会議子どもチーム）
- ・市民会議では、読書にまつわる体験をしてもらった上で意見をまとめた。
- ・市民会議の経過等をホームページで公開。

### ポイント 子どもにかかわる施策等

自治基本条例に基づき市民参加が必要と判断された施策等については、その施策等が子どもを主要な対象にするか、子どもに大きな影響を及ぼす可能性があるか等の視点から、子どもの参加について併せて検討してください。

## 事業内容② 施設の整備への子ども参加の事例

澄川あさひ台公園の再整備 南区土木部維持管理課 (P44)

### — 概要 —

澄川あさひ台公園の再整備にあたりワークショップと現地での聞き取り調査を行い、設計にあたっての参考とした。

- ワークショップ
  - ・対象：公園近隣に在住する小学生
  - ・10月～12月（3回）
- 聞き取り調査
  - ・対象：公園利用者（主に小学生）
  - ・9月（2回）

### ポイント 子どもが利用する施設

主な利用者が子どもである施設の設置や改修等については、子どもの視点やニーズに配慮することが求められます。

### ポイント 参加しやすさへの配慮

子どもにとって、会場に出かけることは、大人ほど簡単ではありませんので、開催の場所や時間等の配慮も必要です。

## 事業内容③ 事業の評価等への子ども参加の事例

子ども広報モニター 市長政策室広報部広報課 (P31)

### — 概要 —

広報さっぽろに子どもの意見を取り入れるため、2カ月に一度の誌面の内容・デザインなどに関するアンケート調査と、年1回の「モニター会議」を実施。

- ・対象：小学4年～高校生
- ・「モニター会議」の実施日は、参加のしやすい夏休み期間中に設定
- ・アンケート送付時に、前回のアンケート結果の概要を同封

### ポイント 年齢や発達段階への

事業の評価等の場合はもちろんのこと、参加する子どもに主旨を説明し理解してもらうことが必要ですが、子どもの理解は、年齢や発達段階に大きく影響を受けます。

実際には、参加者の年齢に幅がある場合も多いので、年齢に応じて役割分担したり、低い年齢の子どもにもわかる方法で説明したりするなどの工夫が求められます。

## 参加手法① アンケート等による意見募集の実施

子どもの意見を生かすための方法として、アンケート等を実施する場合、子どもにとってわかりやすい内容にするなどの工夫が必要です。

### 工夫のポイント

#### ■事業の参加者を対象とするアンケート

- ・東区子どもボランティア体験塾 東区市民部地域振興課 (P 40)

まちづくり活動への参加意識を醸成するために、ひがしく雪まつりウェルカム協議会のボランティア活動を体験してもらおう。終了後、アンケートを実施し翌年度の運営の参考にする。

事業等の評価を市民参加で実施する場合、参加者に対して、事業内容を説明し、理解してもらう必要がありますが、参加者が子どもの場合、その説明等には、大人の場合以上に多くの工夫が必要となります。

その点、事業に参加した子どもは、内容を理解している貴重な存在であり、参加者へのアンケートを実施することには大きなメリットがあります。

#### ■施設を通じたアンケート

学校や児童会館等と協力し、これらの施設の子どもの対象としてアンケートを実施することもできます。

- ・子ども向け歴史資料集『あつべつワールド』制作  
厚別区市民部総務企画課 (P 42)
- ・子ども未来プラン策定に伴う子どもの意見反映  
子ども未来局子ども育成部子ども企画課 (P 32)

#### ■子ども対象の意識調査

子どもを対象として、市政世論調査等と同様の意識調査を実施する方法もあります。意識調査の実施については、市民の声を聞く課への事前協議などが必要となりますので、イントラホームページ「意識調査等事前調整とアンケート実施Q&A (※)」等を参照してください。

- ・子どもに関する実態・意識調査  
子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 (P 33)

※イントラホームページ「意識調査等事前調整とアンケート実施Q&A」アドレス  
<http://web.intra.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/zizenntyousei.files/jizenchousei.htm>

## 参加手法② 子どもを対象とするパブリックコメントの実施

企画立案・計画段階の参加の方法として、子どもを対象としてパブリックコメントを実施する場合、政策の案の公表、寄せられた意見等に対する考え方の公表など、所定の手続きに必要となる各種の資料について、子ども向けにわかりやすく情報を発信する必要があります。

### 工夫のポイント

#### ■子ども向けパブリックコメント資料の作成

- ・子ども未来プラン策定に伴う子ども向けパブリックコメント  
子ども未来局子ども育成部子ども企画課（P32）

〔 子ども未来プランのパブリックコメントを実施するに当たり、通常の資料とは別に子ども向けの資料を作成し、子どもの意見募集を行う。 〕

#### ■内容のポイントを絞る

企画立案・計画段階の施策の内容は、抽象的、専門的であるなど、子どもが内容を理解し意見を提出するためのハードルはかなり高くなります。

そこで、子ども向けの意見募集にあたっては、思い切って、子どもにかかわりが深いものや子どもが具体的に考えることができるものに、内容を絞ることも考えられます。

#### ■効果的な資料の公表

一般的には、まちづくりセンター等が市民にとって身近な資料の公表の場所となりますが、子どもにとっては、児童会館や学校などでも資料を配ることができるので効果的です。

資料の公表にあたっては、これらの施設との協力を検討することも大切です。

#### ■子ども向けパブリックコメント資料の紹介

（子ども未来局ホームページ）

- ・さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）のページ  
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2/index.html>
- ・条例制定までの取組のページ「条例制定までの取組資料の一覧」へ（子どもの権利条例）  
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/shiryotorikumi.html>

## 参加手法③ 意見提案のためのワークショップ等の実施

開催にあたっては、日時を夏休みや土日に設定することや、学校で行っている外出時の指導を考慮することなどが必要です。

また、運営にあたっては、開始前に簡単なゲームなどで緊張をほぐす「アイスブレイク」の実施など子どもが話し合いやすい環境作りも重要になります。

### 工夫のポイント

#### ■主体的な話し合いのサポート

- ・子どもの安全を地域で守る地域安全マップづくり事業

北区市民部総務企画課（P 39）

〔 フィールドワーク等を行い、安全マップをつくる。地域住民にサポーター役として参加してもらい地域と子どもの交流の促進も図る。 〕

- ・子ども議会 子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課（P 33）

〔 未来を担う子どもたちが札幌のまちづくりについて考え、提案する。子どもが主体に活動できるよう、大学生のサポーターが支援する。 〕

#### ■主体的に考える環境づくり

大人の説明だけでは、子どもが内容を理解できない場合もあります。子どもが主体的に考えるために、まずは、関連する事柄を過去に経験したことがないか考えてもらったり、関連する内容を実際に体験してもらったりするなどの工夫も有効です。

- ・第二次子どもの読書活動推進計画策定教育委員会中央図書館調整担当課（P 47）

#### ■活動の日時や場所など

子どもにとっても、平日の活動に参加することは難しいことです。夏休み期間を利用して活動する、開催を休日の昼間にする、身近な地域に会場を設ける等の配慮が必要となります。

- ・「ウェルピアひかりの」イメージキャラクター作製委員会  
都市局開発事業部調整担当課（P 37）

#### ■情報のキャッチボール

子どもの意見がどのように生かされたのか、参加の経過や結果等を子どもに伝えることも大切です。

- ・藤野つくし公園の新規造成  
南区土木部維持管理課（P 44）

#### ■審議会等への参加

条例に定める審議会等への子どもの参加については、附属機関等ハンドブック「Ⅲ-3（5）年齢層配慮規定」も参照してください。

- ・子どもの権利委員会  
子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課（P 33）

## 参加手法④ 子どもの体験行事の実施

多様な体験をすることができる行事を実施することは、子どもが豊かに成長する権利を保障する機会となりますが、これらの行事の内容に子どもの意見を生かしたり、行事当日の運営に参加する機会を設けたりすることによって、子どもの参加する権利を実践する機会ともなります。

### 工夫のポイント

#### ■いろいろな工夫の例

- ・札幌の歴史探検～歴史新聞をつくろう  
総務局行政部文化資料室（P31）  
〔札幌の歴史新聞を作成し、年度末に開催する作品展とホームページ上で発表する。作品展では、子どもの発表の場を設けた。〕
- ・実験教室 保健福祉局衛生研究所生活科学課（P32）  
〔衛生研究所に関連した科学実験を通して、科学に対する興味や衛生研究所への理解を深めてもらう。参加者に対してアンケートを実施。〕
- ・地域連携事業「げんき夏まつり」 豊平区保健福祉部健康・子ども課（P43）  
〔様々な世代の人々とのふれあいの場として実施。中学生は乳幼児が楽しめるコーナーを考え事前に準備をした。〕
- ・さっぽろ子どもチャレンジオータムスポーツビンゴ！！  
観光文化局スポーツ部企画事業課（P37）  
〔スポーツに親しむきっかけづくりとして、体育施設でスポーツ体験等を行いながら、グッズプレゼントの応募ハガキにスタンプを集める。応募ハガキに感想欄を設け、今後の事業展開の参考とした。〕
- ・夏休み親子水道施設見学会 水道局総務部総務課（P38）  
〔水道水の作られる過程であるダムや浄水場の見学会を実施。前年までのアンケート結果等を踏まえ、普段見ることが出来ない立入不可の施設・場所等を見学ルートとした。〕
- ・ウインタースポーツフェスタ in 大倉山 中央区市民部地域振興課（P39）  
〔冬季間のスポーツ文化の形成等を目指す行事。会場に設けたストラックアウトコーナーで、子どもが来場者の対応や運営の手伝いを行った。〕

## § 4 情報発信・参加を考えるうえでのポイント

子どもの視点を仕事に生かすために、子どもに対する情報発信や子ども参加を検討する際には、主に以下の点がポイントとなります。

### 1 子どもに対する情報発信を考えるうえでのポイント

下記のいずれかに該当する情報については、子どもに分かりやすい情報発信を積極的に行うことが求められます。

- 計画や事業等に関するもので、子どもをその主要な対象にするものや大きな影響を及ぼすなど、子どもに大きく関係する情報
- 事業等の実施に当たり、子どもがその内容等を理解し、利用したり参加したりするために必要な情報
- 市の状況や課題等について、子どもが考えたり、理解したりする必要がある情報

本文該当ページP3~4

### 2 子ども参加を考えるうえでのポイント

#### (1) 「企画立案・計画」段階

- ①自治基本条例に基づき市民参加の実施を検討
  - ・「市民」＝「大人」ではなく、子どもを含む「市民全体」として検討
- ②市民参加を実施すると判断した施策・事業等について、子ども参加を検討
  - ・次ページの「企画立案・計画」段階での検討のポイント参照
- ③子ども参加を実施すると判断した施策・事業等について、子ども参加を実践
  - ・庁内の事例等を参考にして子ども参加の手法等を決定して実施する

#### (2) 「事業実施」、「評価・改善」段階

- ①自治基本条例に基づき市民参加の実施を検討する際に、子ども参加を実施することによる効果について検討
  - ・次ページの「事業実施」、「評価・改善」段階での検討のポイントを参照
- ②子ども参加を実施すると判断した施策・事業等について子ども参加を実践
  - ・庁内の事例等を参考にして子ども参加の手法等を決定して実施する

「企画立案・計画」段階での検討のポイント（本文該当ページP10～11）

企画立案・計画段階

視点1 施策が子どもに大きく関係するか

- 政策や施策、事業が、子どもをその主要な対象にする
- 政策や施策、事業が、子どもに大きな影響を及ぼす可能性がある

Q：上記の事項のいずれかに該当する

YES

NO

視点2 子どもの参加が可能か又は妥当であるか

- 対象と考えられる子どもの、成長発達段階により、参加が困難と考えられる（対象についての判断）
- 成長発達段階等により、子どもに意見を聞くことが好ましくないと考えられる（内容についての判断）
- 子どもに深くかかわる事業であっても、直接には保護者等を対象とする（真の対象者についての判断）
- その他執行上やむを得ない理由がある

Q：上記の事項のいずれにも該当しない

YES

NO

内容や対象を絞るなどの工夫を行うことで参加が可能

YES

NO

大人のみを対象とする市民参加の実践

子ども参加の実践（具体的手法等の検討へ）

「事業実施」、「評価・改善」段階での検討のポイント（本文該当ページP11～12）

事業実施段階

下記のいずれかに該当する事業等については、実施段階、評価・改善段階における子ども参加を実施して、子どものニーズや発想等を反映させることによる効果が高い。

- 子どもが利用する施設の建設や設備に関すること
- 子どもに関わる施設の運営や企画等に関すること
- 子どもが参加する行事に関すること
- 子ども向けの講座や資料作成などの情報発信に関すること
- 地域住民や市民が広く参加することが望まれる事業に関すること

評価・改善段階



◆各局区における事例

平成21年12月に実施した調査(平成21年12月16日札子推第1117号)に対して回答があった、各局区における子どもの参加等の取組の中から、主な事例をご紹介します。

調査の対象は、平成21年度に実施又は実施予定の各局区実施事業と、平成21年度の事業ではないが、今後子どもの視点に立った取組が見込まれる事業のうち、以下の事業です。

・子どもに対する情報発信の事例(P23~30)

※ 子どもに限定した情報発信のほかに、大人・子どもの区別なく情報提供を行ったものであっても、子どもを念頭において、子どもにとってのわかりやすさなどについて工夫を行ったものを含みます。

・子ども参加の事例(P31~48)

※ 子どもに限定した事業のほかに、市民一般を対象とした事業であっても、子どもを念頭において、事業内容などについて工夫を行ったものを含みます。  
なお、自治基本条例でいう「市民参加」は「市政への参加」及び「身近な地域のまちづくりへの参加」ですが、本調査においては、それ以外でも、例えば、子どもの体験事業等への参加や一般観客としての参加など、形態にかかわらず調査の対象としました。これは、例えば、子どもの体験事業は、子どもの豊かな成長を支援するために欠かせない重要な視点を含むものであること、また、一般来場者としての参加であっても、将来的に、子どもが企画や運営などに関わる取組に発展の可能性があるなど、子どもの視点に立った工夫の余地があることなどが考えられるからです。

・その他の工夫の事例(P49)

※ 「子どもの参加」「子どもにわかりやすい情報発信」以外の内容で、子どもの視点に立って、新たに、事業内容の工夫や見直し、取組の徹底などを行った事例です。